

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会（第1回）
議事要旨

1 日時

令和2年9月10日（木）午後2時から同5時まで

2 場所

法務省共用会議室4（14階）

3 出席者（構成員は五十音順・敬称略）

太田 達也（慶應義塾大学法学部教授）

栗原 一二三（犯罪被害者御遺族）

齋藤 実（獨協大学法学部特任教授・弁護士）

椎橋 隆幸（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長）

鈴木 共子（特定非営利活動法人いのちのミュージアム代表理事）

藤野 京子（早稲田大学文学学術院教授）

事務局職員（法務省矯正局成人矯正課長ほか8名）

オブザーバー（法務省矯正局少年矯正課職員1名）

4 要旨

(1) 開会の挨拶

(2) 出席者紹介

(3) 事務局による説明

事務局から、本検討会の設置について改めて説明を行った後、刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「R4」という。）の実施状況等について説明した。

(4) 現行の指導の運用状況や課題について

構成員から以下の質問・意見等があった。

- ・ 刑期の後半ではなく、もう少し早い時期から指導を実施してもよいのではないか。
- ・ しょく罪の在り方として、現状どのようなことを実施しているのか。
- ・ 被害者遺族としては、受刑者に対応している職員に託すしかないところ

ろ、職員が遺族の生の声を聞く機会がどれくらいあるか。また、そのような機会を積極的に設けているのか。

- ・ 効果的な指導が行えたといった模範的・理想的事例はあるか。
- ・ 生命のメッセージ展を見学した被収容者の中には、出所・出院後、折に触れていのちのミュージアム（常設展）を訪問する方もおり、更生への決意やしよく罪の気持ちを確認する場としても活用されていると感じているところであるが、刑事施設の「生命のメッセージ展」は少年院と比較して見学時間が短いため、メッセンジャーとじっくり対話できる時間が持てるよう、もう少し長い見学時間を確保していただきたい。
- ・ こんな人は指導効果がある、こんな人は指導が難しいといった例はあるか。

構成員の質問に対する事務局からの回答要旨は次のとおり。

しよく罪の在り方

具体的には、弁護士を通じて作業報奨金を送付する、写経を行う、就寝前にお祈りをするなどの例がある。

職員が遺族の生の声を聞く機会

矯正研修所や刑事施設で行われる研修講師として来所いただいた時、受刑者に対するゲストスピーカーとして講演いただく時、生命のメッセージ展が行われる時などである。

模範的・理想的事例

R 4受講後、不真面目だった受刑態度が変化した、弁護士を通して謝罪の手紙を送付した、しよく罪寄付を開始した、あしなが交通遺児育英会やあしなが募金への寄付を継続的に行うようになったなどの例がある。

指導効果がある・指導が難しいという例

家族のサポートがある者、被害者等と直接謝罪等のやり取りができている者に対しては、指導効果の深まりを感じる一方、知的に制約がある等、理解力が不足している者への指導は難しいと感じている。

(5) 更なる充実化に向けた課題について

上記(3)及び(4)の内容を踏まえ、事務局から構成員に対し課題（案）を示したところ、構成員から以下の意見等があった。

ア 実施時期について

- ・ 刑期に応じて、いつからどのような形でプログラムを実施していくのかという観点で検討する必要がある。

- ・ 自らに非が必ずしもないといった固執した思考や共感性のなさを解消しない限り謝罪やしょく罪に至らないため、刑の早い時期から長期間にわたって、受刑者個々の心に向き合う指導を実施していく必要がある。
- ・ 受刑者個々の違いがあることを踏まえ、最も効果的と思われる時期にR 4や一般改善指導（R 0）を実施する、ゲストスピーカーを招へいするといったことが必要である。

イ 実施内容・方法等について

- ・ 被害者遺族としては謝罪の前に自分のやったことを認めてほしい。そもそも謝罪して済むようなことではないにもかかわらず、自分のせいではない等の主張や弁解をするのを目の当たりにするだけで、被害者遺族はどれほどダメージを受けるかを、刑事施設の方にも理解していただき、遺族の心情、気持ちを汲んだ指導をしていただきたい。
- ・ 捜査、裁判の過程で自分は悪くないといった考えが固まってしまっているような者に対しては、受刑生活開始後、更生に向けて考えを切り替えられるような方策が必要なのではないか。例えば、少なくとも人の命を奪ってしまったという事実に対する責任に焦点を当てた指導などが可能なのではないか。
- ・ 今のプログラムは良くできているが、被害者の置かれている状況等について知識レベルでの理解にとどまり、その知識と自らの事件がリンクしていない者も多いと思われる。知識の付与にとどまらず、自らの事件と向き合わせるための工夫が必要である。
- ・ 指導する側が、受刑者の情報のみならず、被害者の置かれている状況等に関する情報も把握した上で指導しないと、一般論として指導を進めるだけでは効果が出ないのではないか。
- ・ 今後、刑の執行段階における被害者の意見聴取制度等が創設される可能性があることを想定し、このプログラムをどうリンクさせるかといった観点を意識する必要もあるのではないか。
- ・ カリキュラムは知識レベルで構わないと思われるが、償いということを考えるのであれば個別指導を軸とする必要があるのではないか。
- ・ 受刑者の中には自らの考えなどを表現することが困難な者もあり、相手に本心が伝わりにくいということもあるので、自らの考えなどを適切に表現できるような指導を行う必要があるのではないか。

- ・ 被害者感情は複雑であり、感情の整理ができない中で矯正施設における教育に関わっている被害者や被害者遺族の方も多くいることを理解してほしい。
- ・ 被害者感情をいやしてくれるような、被害者に響くような指導を実施してほしい。

ウ 謝罪等の在り方について

- ・ 受刑者が反省し、被害者に手紙を出すなどのしよく罪のための具体的行為を行いたいと思った場合、かつての刑事裁判時の弁護士ではなく、被害者支援がきちんとできる弁護士の役割が大事ではないか。
- ・ 例えば、各都道府県弁護士会の協力を得つつ、被害者の方々の状況と受刑者の状況との橋渡しができる弁護士を刑事施設ごとに配置し、修復的司法のファシリテーターのような役割を担わせるなどして、被害者の方々の状況、謝罪等を本当に受け入れられる状況にあるのか等を見ながら、謝罪をしっかりと促していくような方策が考えられる。

エ 関係機関への引継について

- ・ 今後、保護観察における生活行動指針に具体的な謝罪や損害賠償の計画を立てさせるといった運用が開始された場合を想定し、刑事施設の中での指導の結果、謝罪や被害弁償についての意識が高まり、仮釈放となった場合、保護観察へいかにつなげていくかといった観点も意識していく必要がある。

オ 効果検証について

- ・ R 4 の効果検証の在り方について、効果をどうやって見るのか、何を効果とするのかという意識をもって考えていく必要がある。
- ・ 矯正処遇又はR 4 が総合的な再犯防止という点で効果があるのかといったことも検討課題になり得るのではないかな。

(6) その他（今後のスケジュールについて等）

事務局から、スケジュール（案）に沿って、次回以降の検討会の日程、内容等について説明した。

(7) 閉会の挨拶